



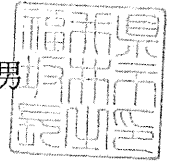
坂井市告示第241号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の字の一部区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この字の一部区域の変更は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による認証日からその効力を生ずるものとする。

平成28年10月7日

坂井市長 坂本 憲 男



次の区域を、坂井市坂井町五本4字四十五歩に編入する。

大字	字	地番
坂井町下新庄	5字 北島	58の1 58の2 59の甲 59の乙 59の丙

次の区域を、坂井市坂井町五本18字南屋敷に編入する。

大字	字	地番
坂井町定旨	19字 宅地	13の5から13の8まで 14の1の2 14の3 14の6から14の14まで 14の19から14の24まで 15 16の1 16の2 17の1 17 の2